

令和5年5月8日

保護者のみなさま

奈良北高等学校長  
仲 田 千 鶴

### 新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

新緑の候、保護者のみなさまには益々御健勝のことと存じます。また、平素より本校の教育活動に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症は感染法上の5類感染症に移行されました。これに伴い、奈良県教育委員会の「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン」が改訂されました。今後は、感染リスクが比較的高い学習活動や、その時々々の感染状況に応じた新型コロナウイルス感染症予防対策をとりながら、教育活動を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 登校前の健康観察等について

- ① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等は、無理をして登校しないよう御協力をお願いします。
- ② マスクの着用は基本求めませんが、グループワークや実習・実験等で感染リスクが比較的高い学習活動等においては飛沫抑制等感染予防の観点から、マスクの着用を推奨する場合があります。その他、混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関、高齢者施設を訪問する場合等についても、マスクの着用を推奨します。

#### 2 感染症の予防に関すること

- ① 5類感染症へ移行したことから、感染状況が落ち着いている平時においては、健康観察、換気、手洗いの他、感染リスクが比較的高い活動場面における身体的距離の確保や「近距離」「対面」「大声」での発生及び会話を控えることによる予防が基本となります。個々人の感染症予防に対する意識が重要になりますので御協力ください。
- ② 昼食時等の場面においては「黙食」の必要はありませんが、食事前後の手洗いや、身体的距離の確保の上、飛沫を飛ばさないように注意してください。
- ③ お子様が発熱後に発熱等の症状が見られた場合、帰宅していただくことがあります。その際、お迎えをお願いする場合がありますのでよろしくをお願いします。また、症状がなくなるまで自宅で休養をお願いします。（症状により、医療機関への受診をお勧めする場合があります。）

#### 3 出席停止等に関すること

- ① お子様の新型コロナウイルス感染症感染が判明した場合には、出席停止の措置を講じます。期間は、発症した日の翌日を1日目として5日を経過し、かつ、症状が軽快した（解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態）後、1日を経過するまでです。
- ② ①の出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染が明らかでない場合は、欠席として扱います。

※感染予防等に関して御心配な状況がありましたら、御相談ください。